

令和元年第4回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 中 田 靖 人

1 開催日 令和元年12月11日（水曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第170号 青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第179号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場）

議案第185号 市道の路線の廃止について

議案第186号 市道の路線の認定について

請願第8号 大野南地区のまちづくり推進に関する請願

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	山脇	智
副委員長	中田	靖人	委員	神山	昌則
委員	軽米	智雅子	委員	里村	誠悦
委員	山崎	翔一	委員	秋村	光男

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川	覚	都市整備部参事	石郷	昭規
都市整備部長	大楡	寛之	交通部次長	工藤	健志
都市整備部理事長	井道	隆	都市政策課長	坂牛	裕
水道部長	小鹿	継仁	水道部総務課長	一戸	隆雄
交通部長	赤坂	寛	関係課長等		
都市整備部次長	高村	功輝			

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木村 結衣 議事調査課副参事 櫻田 新司

○**奈良岡隆委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案4件及び請願1件について、ただいまから審査いたします。

議案第170号「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案件に対する説明を当局から求めます。水道部長。

○**小鹿継仁水道部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第170号青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元には、資料1「青森市水道事業条例の一部改正について（概要）」及び資料2「青森市水道事業条例（平成17年条例第223号）新旧対照表」を配付しておりますが、本日は、資料1により御説明申し上げます。

初めに、「1 提案理由」につきましては、去る11月18日開催の当都市建設常任委員協議会におきましても御説明申し上げたところでありますが、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことにより、更新に係る手数料を定める等のため、提案するものがあります。

次に、本条例案の具体的な内容であります。まずは「2—① 指定給水装置工事事業者指定の更新制の導入について」御説明申し上げます。

昨年12月、国では、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、水道法を改正し、その中で指定給水装置工事事業者制度の改善が盛り込まれたところであります。

（2）制度の改善であります。指定給水装置工事事業者につきましては、これまでは、名称及び所在地等の変更や、事業の廃止・休止・再開の届け出について規定されていたものの、所在不明な事業者が存在し、事業実態が把握できないという課題があったところであります。その課題解消のため、新たに5年ごとの更新制が導入されたものであります。

（3）条例の改正内容であります。現在、新規指定の際には、指定手数料として1件につき1万5000円を徴収しておりますが、新たに更新手数料として1件につき1万円を徴収することを規定するものであります。

なお、手数料の算出に当たりましては、公益社団法人日本水道協会作成の「指定の更新制の導入におけるガイドライン」に示されております新規指定時の手数料算定例を参考としております。

次に、「2—② 過料の規定について」御説明申し上げます。

（1）の改正の経緯であります。給水装置の新設等の工事を行う場合は、

あらかじめ管理者に申し込み、承認を受けなければなりません。申し込み、承認を受けずに工事を行う、いわゆる無届け工事があった施工業者に対しては、現状では適当な過料規定がないため、第39条第5号に規定する止水栓の開閉を行った者として過料を科している状況となっております。

しかしながら、止水栓の開閉は本来、料金未納などにより水道水を使用できない状態にされた使用者等が無断で開閉した際の過料について規定したものであるため、新たに、第39条第1号に、無届け工事施行の行為者に対し過料を科することを追加し、明確化するため改正するものであります。

このことにより、(3)に参考として記載しております青森市下水道条例の罰則規定と同様となり、整合性が図られるものと考えております。

次に、「2-③ その他」について御説明申し上げます。

水道法の一部改正に伴い水道法施行令についても一部改正されたことにより、水道法施行令第5条が条ずれにより第6条と改められたため、水道法施行令第5条を引用している条例第36条を改正するものであります。

最後に、条例の施行日であります。令和2年1月1日を予定しております。

以上、議案第170号青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第170号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第179号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第179号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

最初に、「1 提案理由」ですが、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場の指定管理者を指定するため、提案するものであります。

なお、「3 指定期間」につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

次に、「4 募集形態」につきましては公募とし、本年8月1日から9月6日まで指定管理者募集要項を配布し、8月30日から9月6日までの応募の受け付けを行っております。

その結果、「7 応募団体」に記載のとおり、①太陽と地球の共同体、②東洋建物管理株式会社、③太平ビルサービス株式会社の3者から応募がありました。

次に、「8 青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査」ですが、去る10月31日に行われたところであります。

それでは、指定管理者選定評価委員会の審査結果につきまして、資料2に基づき御説明申し上げます。

資料2をごらんください。

1ページの「2 選定方法」ですが、審査項目につきましては、1の管理運営全般についてはaの管理運営方針からcの財務の健全性までの3項目について評価することとし、配点は30点、2の管理についてはaの地元雇用への配慮からiの福祉に関する取り組みまでの9項目について評価することとし、配点は50点、3の運営についてはaの市民の平等な利用を確保するための方針からdの駐車場混雑時の対策までの4項目について評価することとし、配点は30点、4の応募団体については市内に本店を有する者であるかを評価することとし、配点は5点としております。最後に、5の効率性は経費の妥当性と経費の縮減等について評価することとし、配点は30点としております。

次に、2ページをごらんください。

(2)個別項目の採点ですが、提案内容が大変よい場合は満点、全く不十分の場合は0点とし、普通の場合は5点あるいは3点としております。

また、「1-c 財務の健全性」の採点につきましては、①当期利益及び②利益剰余金の状況により、資料記載のとおり採点いたしております。

なお、直近の3事業年度において一度でも債務超過の状態がある団体につきましては、応募資格がないものとし、また、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があるとしております。

次に、5の効率性についての採点につきましては、経費縮減率に基づいて

算定した点数に、効率性についての項目を除いた全項目の獲得点数の割合を乗じた点数としております。

3 ページ目の中段をごらんください。

最低得点であります。各項目の普通とした点数の合計点等をもとに算定した 75 点及び 60 点を最低得点とし、応募団体の得点がこれに満たない場合は失格とすることとしております。

次に、4 ページをごらんください。

4 の審査結果ですが、指定管理者選定評価委員会による審査の結果、A 者は 97.51 点、B 者は 88.49 点、C 者は 89.65 点となったところであります。

表の摘要欄に評価の主なポイントを記載しておりますが、指定管理者候補者に選定された A 者につきましては、「1—a 管理運営方針」の項目においては、満車混雑時の緩和を方針の 1 つとして掲げていること、「1—b 同種の施設管理業務の実績」の項目においては、新青森駅西口・南口駐車場や青森空港駐車場など大規模な駐車場の管理実績があること、「2—a 地元雇用への配慮」の項目においては、現在、駐車場職員 16 名中 12 名の地元雇用を行っているなど具体的な取り組みがあること、「3—d 駐車場混雑時の対策」の項目においては、具体的な対策が数多く示されていることなどが評価されるなど、総合的に高い評価を得たところであります。

このことから、指定管理者選定評価委員会におきましては、最低得点以上の点数を獲得し、応募団体の中で最も高い点数を獲得した太陽と地球の共同体を指定管理者候補者として選定したものであります。

以上、議案第 179 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 質疑については前回の常任委員協議会で幾つか聞かせていただいたので、あくまでも意見です。日本共産党としてはこれまで、公共の施設を新しく運営する場合でも、なるべく指定管理ではなく市が責任を持ってサービスを維持してほしいという立場をとってきていました。あと、なるべく、民間委託する場合でも、地元の業者ですとか地元の団体が運営するのであれば賛成をする場合もあるという立場をとって来たんですが、前回の質疑の中で、JV というということもあってやむを得ない部分もあると思うんですが、1 者が五所川原の会社、企業ということもありまして、今回のこの提案については、会派の立場として反対ということ意見を意見として述べさせていただきたいと思っております。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第 179 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 179 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 185 号「市道の路線の廃止について」及び議案第 186 号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 議案第 185 号市道の路線の廃止について及び議案第 186 号市道の路線の認定について御説明申し上げます。

初めに、路線の認定を行う目的について御説明申し上げます。

路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するため行うものであり、道路法の規定により、路線を認定しようとする場合は議会の議決を経なければならないとされております。

また、既に認定した路線について、当該路線にかわるべき路線を新たに認定しようとする場合や当該路線を利用する必要がなくなった場合には路線を廃止することができることとされ、この場合においても、道路法の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

それでは、お手元の資料に基づきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、資料 1 「市道の路線の廃止について」の 1 ページをごらんください。

今回廃止しようとする路線は 3 路線で、延長が 242.9 メートル、面積が 1661 平方メートルとなっております。

これらの廃止の理由につきましては、路線が全くなくなるというのではなく、市への路線の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により路線が延長されたため、既存の路線を一旦廃止し、改めて新路線として再認定しようとするものであります。

廃止理由の内訳は、道路の寄附があり路線を延長するために一旦廃止するものが 2 路線、開発行為に伴う道路の帰属があり路線を延長するために一旦廃止するものが 1 路線となっております。

2 ページ目以降は、廃止しようとする路線図を添付しており、廃止しようとする路線は黒で、また、参考として、認定しようとする路線は赤で表示し

ております。

それでは、その一部について具体的に御説明申し上げます。

資料 1 の 2 ページの廃止路線図 1 をごらんください。

黒字表記の既存の市道 A 1—24 新田 24 号線を一旦廃止し、新たに寄附採納した部分を含めて、赤字表記の A 1—67 新田 67 号線として再認定しようとするものであります。

また、同じく寄附採納した道路を新たに A 1—68 新田 68 号線として認定しようとするものであります。

次に、資料 1 の 3 ページの廃止路線図 2 をごらんください。

黒字表記の既存の市道 D 2—81 羽白 81 号線を一旦廃止し、開発行為により建設された道路が市に帰属されたため、赤字表記の D 2—93 羽白 93 号線として再認定しようとするものであります。

次に、資料 2 「市道の路線の認定について」の 1 ページをごらんください。

今回認定しようとする路線は 10 路線で、延長が 1127.3 メートル、面積が 7574 平方メートルとなっております。

これら 10 路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により新たに認定するものであります。

認定理由の内訳は、寄附によるものが 3 路線、開発行為に伴う帰属によるものが 7 路線となっております。

2 ページ目以降は、認定しようとする路線図を添付しており、認定しようとする新路線を赤で、また、参考として、廃止しようとする路線を黒で表示しております。

それでは、その一部について具体的に御説明申し上げます。

資料 2 の 3 ページの認定路線図 2 をごらんください。

当該路線は、開発行為により建設された道路が市に帰属されたため、A 55—20 港町二丁目 20 号線として認定しようとするものであります。

次に、資料 2 の 9 ページの認定路線図 8 をごらんください。

黒字表記の既存の市道 G 6—40 大野片岡 40 号線を一旦廃止し、新たに寄附採納した部分を含めて、赤字表記の G 6—55 大野片岡 55 号線として再認定しようとするものであります。

以上、議案第 185 号市道の路線の廃止について及び議案第 186 号市道の路線の認定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第 185 号について採決いたします。

議案第 185 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 185 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 186 号について採決いたします。

議案第 186 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 186 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 8 号「大野南地区のまちづくり推進に関する請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部長。

○大榎寛之都市整備部長 令和元年 11 月 29 日付で提出されました請願第 8 号大野南地区のまちづくり推進に関する請願につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

大野南土地地区画整理事業が計画されております地区は、国道 7 号環状バイパス北側に位置し、周辺は既に開発された宅地に囲まれ、ミニ開発や沿道開発によるスプロール化が進行しやすい地区であり、このまま放置すれば無秩序、無計画な宅地開発が予想されていたところでもあります。

このことから、土地地区画整理事業による良好な市街地の形成を図るため、平成 6 年 5 月に青森市大野南土地地区画整理組合設立準備委員会が設立され、平成 8 年 4 月には市が大野南土地地区画整理事業を都市計画決定いたしました。

その後、平成 18 年 8 月及び平成 30 年 6 月にそれぞれ名称変更し、現在は青森市大野南土地地区画整理組合設立準備会としておりますが、現在まで組合設立の認可には至っておらず、準備会において地権者の合意形成の取り組みなどが継続されているものと認識しております。

市ではこれまで、組合施行された土地地区画整理事業に対しまして技術的支援などを行っており、当該地区においても同様の対応を行うものと考えているところでもあります。

御説明は以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○**山脇智委員** 済みません、平成6年から準備委員会が立ち上がって、市としては必要性もあるというふうに認めている説明だったと思うんですけども、これまでなかなかうまくいかなかった経緯など、説明できる範囲でいいので教えていただければと思うんですが。

○**奈良岡隆委員長** 都市整備部長。

○**大櫛寛之都市整備部長** これまで進まなかった経緯ということでありまして、これまでにつきましては、事業に対する合意形成が進まなかったということと、業務代行を行う事業者の確保などが進まなかったということが要因であるというふうに、市といたしましては認識をしているところであります。

○**奈良岡隆委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** 今の市の説明だと、この請願事項に対しては必要性があるというか、市の立場としてはこの請願事項を進めるべきだというような御説明の趣旨のように聞こえたんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○**奈良岡隆委員長** 都市整備部長。

○**大櫛寛之都市整備部長** 請願に対して評価する立場にはありませんので、それがいいか悪いかということは申し上げられませんけれども、市といたしましては、これまで組合施行された土地区画整理事業等に対し技術的支援等を行ってきているところでありますし、これまでも準備会に対して必要な支援等を行ってきているところでありますので、当該地区におきまして、同様の対応は今後も引き続き行っていくものというふうに考えているところであります。

○**奈良岡隆委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** そうであれば、やはり、この地域には土地区画整理のために技術的な支援や補助事業の活用が必要ではあるけれども、やはり組合が立ち上がって正式に申し出があって進めてほしいということですよ。もちろん、今の説明ですとそういうことに。

○**奈良岡隆委員長** 今のは意見で終わりでいいんですか。

○**山脇智委員** ちょっとまず一旦、私は――今のは質疑じゃないです。

○**奈良岡隆委員長** 秋村委員。

○**秋村光男委員** 今御説明いただいたように、準備会という組織があって、現在活動していると思うんですよ。そういう状況の中に、今新たに組織が立ち上がってくるとなると、土地区画整理事業に対して2つの組織がと言いますか、かかわりを持つということになって、ちょっとこう、スムーズにこの事業進められなくなりはいらないかと懸念するんですが、いかがですか。

○**奈良岡隆委員長** 都市整備部長。

○**大櫛寛之都市整備部長** 新たな組織というのは……。

〔秋村光男委員「いわゆるその、今請願出ている大野南地区まちづくり

推進協議会です」と呼ぶ]

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 市といたしましては、これまで土地区画整理事業を実施するに当たりまして、大野南土地区画整理組合設立準備会と協議、相談を行ってきているところであります。

今回請願をされております大野南地区まちづくり推進協議会と本事業において協議、相談をしているというものではありませんので、本事業に対してどのような活動をされているのかということとは把握はしておりませんが、これまで準備会と協議、相談を行ってきておりますので、市としては、引き続き準備会に対して必要な支援等を行っていくというふうに考えております。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私の言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、じゃあ、市とすれば、これまで同様、準備会と——これまでも支援してきたし、これからも進めていくということで理解してよろしいですか。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 これまでも準備会と協議、相談を行ってきておりますので、その考えは変わるものではないと認識しております。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 準備会と進めていくということですよ。わかりました。

それから、この事業を進めるとなると、市からの持ち出しというのは出てくるものでしょうか。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 実際には、事業計画の中でどういう計画を立てていかれるかということになるかと思っておりますので、現段階でどのような市の負担というところは申し上げられないところであります。まずは準備会のほうで地権者の合意形成などを進めているところというふうに伺っておりますので、まずはその動向をうかがうとともに、必要な支援を行っていくというところであります。

○奈良岡隆委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうですか。私とすれば、この件に関してはまだわからない部分がありますね。それこそさっきお話あったように、平成8年からの流れの関係で、今どういうふうになっているのかとか、そういうところがまだちょっとあるなというふうに私は感じているんですよ。ですから、今日この場での——もう少し考える余裕を持ってもいいのではないかと、私には思っています。

(「継続審査ということか」と呼ぶ者あり)

○奈良岡隆委員長 秋村委員にお聞きしますけれども、今の御意見は、継続審査にすべきではないかという御意見ですか。

○秋村光男委員 私はそういう意味で言ったつもりです。

○奈良岡隆委員長 わかりました。ほかに発言はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 私としても、今回請願者の方のお話もお聞きして、市の説明もお聞きして、必要性のある都市計画事業だというふうには思っているんですけども、先日会派でもいろいろ話し合ったんですが、やっぱり、青森市全体の都市計画の中でまずここを優先して進める必要性が——まず、本当にやるってなると当然ながら市からの税金も、お金も、持ち出しもあるということ、財源も必要になってくる事業なので、必要性は重々承知するんですけども、秋村委員今言われたように、私もこの経過についてはいろいろ説明を受けたんですが、やはりさまざまな——一方からの意見だとなかなかわからない部分もあったりもするので、私としても、会派のほうでいろいろ話し合っただけで、今回はまず継続審査でもうちょっとこの中身を精査したいということで会派では話していましたので、私としても継続審査を求めたいという立場です。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。山崎委員。

○山崎翔一委員 済みません、これまでの経緯等私も重々承知していることではないので、ちょっとお聞きしたいんですけども。必要な支援を行っているということだったんですけども、その支援の内容って具体的にどういう内容なんですかね。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 現時点で事業が進められている段階ではありませんので、現時点でのお答えでありますけれども、組合の設立に関する事項ですとか、関係機関等連絡調整を行うという、そういったことが必要になってきますので、そういったさまざまな事項に対して指導ですとか助言を行っているという技術的な支援が中心になっております。

○奈良岡隆委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 これの支援というのは平成8年から継続的に行われたものなんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 都市計画決定されてから、市としては必要な支援は行ってきているところであります。

○奈良岡隆委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 平成8年から20年以上経過しているというところで、立ち上がらないというところで、市としての工夫というか、改善するところというのは、今お考えがあるのでしょ

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 まずは準備会——事業者側のほうでしっかりと進めていただくということになるかと思imasので、市として何か内容を変えるということは今のところ考えてはおりませんけれども、準備会側から要請があれば、そこは適切に対応していきたいというふうには考えております。

○奈良岡隆委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

請願第8号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まずは、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたしたいと思imas。

請願第8号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)